



佐賀県公報

平成19年
1月24日
(水曜日)
第12857号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 青少年に有害な図書等の指定 (三四・子ども課) 一
- 道路の区域の変更 (三五・道路課) 二
- 道路の供用開始 (三六・") 二

公 告

- 県有ビームラインBL4の設計業務委託に係る一般競争入札 (新産業課) 二
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商工課) 四
- 佐賀東部地域森林計画及び佐賀西部地域森林計画を変更する案の縦覧 (森林整備課) 六

正 誤

- 平成八年十二月十八日付け佐賀県公報第一一三三八号中訂正 (農山漁村課) 六
- 平成十五年十一月十二日付け佐賀県公報第一二三八〇号中訂正 (") 六

○ 告 示

◎佐賀県告示第三十四号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十九年一月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

種類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	18-243	VITAMAN 月刊 ビタミン 2月号	株竹書房	07653-2	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	18-244	レディースコミック [微熱] 2月号	セブン新社	09663-2	
"	18-245	Comic Amour No.206 2月号	株サン出版	03801-02	
"	18-246	COMIC プルメロ VOL.4 カルビPOWER 2月増刊号	若生出版株	02592-02 ①-03/04	
"	18-247	まんがシャワー 2月号	株一水社	18399-2	
"	18-248	本当にいたよ!! こんなにやさしいお姉さん Vol.34 2月号	株ダイアプレス	08019-02	
"	18-249	COMIC 快樂天 2月号	株ワニマガジン社	13877-2	
"	18-250	月刊 メルフレ ポンパー NO-069 2月号	KKベストセラーズ	08513-02	
"	18-251	ZUBA!【ズバッ!】 2月号	インフォレスト株	15529-2	
"	18-252	Chuッ スペシャル 2月号	株ワニマガジン社	16151-2	
"	18-253	パソコンパラダイス vol.177 2月号	株メディアックス	07483-02	
"	18-254	KISSUI「キッスイ」 Vol.039 2月号	株ジーオーティー	02801-2	
"	18-255	Madonna HOUSE Vol.235 [月刊] マドンナハウス 2月号	若生出版株	08357-02	

◎佐賀県告示第三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年一月二十四日から平成十九年二月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路		変更前後の別	区域	
	区	間		幅員(メートル)	延長(メートル)
一般国道 二六四号	神埼市千代田町下板字南四本松 三七七番一地从先から 神埼市千代田町下板字南四本松 三二一番一地从先まで	神埼市千代田町下板字南四本松 三七七番一地从先から 神埼市千代田町下板字南四本松 三二一番一地从先まで	後	二八・二 〇・〇	一八七・三
			前	一〇・七 七・六	
一般国道 二六四号	神埼市千代田町下板字南四本松 三七七番一地从先から 神埼市千代田町下板字南四本松 三二一番一地从先まで	神埼市千代田町下板字南四本松 三七七番一地从先から 神埼市千代田町下板字南四本松 三二一番一地从先まで	後	二九・八 一五・四	一八四・三
			前	一〇・七 七・六	

◎佐賀県告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年一月二十四日から平成十九年二月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月二十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六四号	神埼市千代田町下板字南四本松三七七番一地从先から 神埼市千代田町下板字南四本松三二一番一地从先まで	平成一九・一・二四

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年1月24日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 平 野 重 愛

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

県有ビームラインBL4の設計業務委託 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

佐賀県立九州シンクロナトロン光研究センター

(4) 納入期限

平成19年3月25日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

<p>わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称 郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129</p> <p>3 入札参加資格及び条件</p> <p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点まで有すること。</p> <p>(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。</p> <p>(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。</p> <p>4 入札説明書の交付及び契約条項の提示</p> <p>(1) 期間 平成19年2月5日まで</p> <p>(2) 場所 上記2の部局</p> <p>5 入札者に求められる義務</p> <p>(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成19年2月5日16時までに上記2の部局に提出すること。</p> <p>(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法</p> <p>(1) 場所 上記2の部局</p> <p>(2) 期限</p>	<p>平成19年2月8日17時(必着)</p> <p>(3) 提出方法 書留郵便とすること。</p> <p>7 持参による入札書の提出の場所及び期限</p> <p>(1) 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 新行政棟112号会議室</p> <p>(2) 期限 平成19年2月9日10時</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 上記7の(1)の場所</p> <p>(2) 日時 平成19年2月9日10時</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金</p> <p>ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。</p> <p>イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。</p> <p>(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)</p> <p>(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額</p> <p>(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加算している金融機関のものに限る。) 券面金額</p>
---	---

<p>(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）</p> <p>(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額</p> <p>(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額</p> <p>ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付等が免除される。</p> <p>(ウ) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>(イ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）第8条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>(2) 契約保証金</p> <p>ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。</p> <p>イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、9(1)イの(ウ)から(ウ)までに掲げる価値の担保を供することができる。</p> <p>ウ 次の場合は、契約保証金の納付が免除される。</p> <p>(ウ) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>(イ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律第8条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国</p>	<p>内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>10 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p> <p>(2) 当該入札について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4) 1人で2以上の入札をした者</p> <p>(5) 代理人でその資格のないもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であるときは、その者を落札者としなければならないことがある。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p>
---	---

平成19年1月24日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンスーパーセンター佐賀店

佐賀郡東与賀町大字下古賀字一本杉87番地1外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

(変更前)

① イオン九州株式会社

代表取締役 松井博史

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

② その他未定

(変更後)

① イオン九州株式会社

代表取締役 松井博史

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

② 株式会社武田メカネ

代表取締役 武田耕一

福岡県福岡市中央区天神四丁目3番30号

③ 株式会社村岡屋

代表取締役 村岡央麻

佐賀県佐賀市駅南本町3番18号

④ 株式会社お茶の山口園

代表取締役 山口幸敏

長崎県長崎市文教町8番2号

⑤ スナツクス販売株式会社

代表取締役 西原浩二

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地

⑥ 株式会社アトバンス

代表取締役 柗崎庄二

宮崎県小林市大字細野288番地1

⑦ 株式会社イオンフアンタジー

代表取締役 中下善昭

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

⑧ 株式会社マツクハウス

代表取締役 栗原勝利

東京都杉並区梅里一丁目7番7号

⑨ 株式会社チヨダ

代表取締役 船橋政男

東京都杉並区成田東四丁目39番8号

⑩ 株式会社ありがとうサービス

代表取締役 井本雅之

愛媛県今治市八町西三丁目6番地の30

⑪ 株式会社ハニーズ

代表取締役 江尻義久

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1

(3) 変更の年月日

平成17年4月23日

2 届出年月日

平成18年12月18日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

- 平成19年1月24日から
平成19年5月23日まで
- 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に到着するように提出してください。

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により佐賀東部地域森林計画及び佐賀西部地域森林計画の一部を変更したので、次のとおり当該地域森林計画を縦覧に供します。

平成19年1月24日

佐賀県知事 古川 康

縦覧する森林計画	縦覧場所
佐賀東部地域森林計画 変更計画	佐賀県土づくり本部森林整備課 佐賀中部農林事務所、鳥栖農林事務所、武雄農林事務所及び 鹿島農林事務所 佐賀市役所、鳥栖市役所、多久市役所、武雄市役所、鹿島市 役所、小城市役所、嬉野市役所及び神埼市役所 吉野ヶ里町役場、基山町役場、上峰町役場、みやき町役場、 大町町役場、江北町役場、白石町役場及び太良町役場
佐賀西部地域森林計画 変更計画	佐賀県土づくり本部森林整備課 唐津農林事務所及び伊万里農林事務所 唐津市役所及び伊万里市役所 玄海町役場及び有田町役場

○ 正 誤

平成八年十二月十八日付け佐賀県公報第一一三三八号中訂正

頁	箇所	誤	正
6	上段左から五行目 下段右から九行目	Dレプラス二・七二メートル Dレプラス二・七二メートル	Dレプラス二・五〇メートル Dレプラス二・五〇メートル
平成十五年十一月十二日付け佐賀県公報第一二二三八〇号中訂正			
1	下段左から六行目	東経一二九度五〇分三四秒	東経一二九度五〇分三二秒

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年一月二十四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社 古川総合印刷

